

## 令和4年度 入札に係る調査基準価格及び失格基準の算定式 改正につきまして

調査基準価格及び失格基準の算定式について、一般管理費等に乗じる割合を55→68%に改正します。

(令和4年4月1日以降に入札する工事に適用)

### 調査基準価格

(1) (2) 以外の工事の場合

調査基準価格＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68

(2) 建築工事（国土交通大臣が定める公共建築工事積算基準により積算した工事をいう。）の場合

調査基準価格＝直接工事費×0.9×0.97＋共通仮設費×0.9＋（直接工事費×0.1＋現場管理費）×0.9＋一般管理費等×0.68

### 失格基準

- (1) 工事費内訳書の直接工事費が当該入札案件の設計書における直接工事費の85%未満であること。
- (2) 工事費内訳書の共通仮設費が当該入札案件の設計書における共通仮設費の80%未満であること。
- (3) 工事費内訳書の現場管理費が当該入札案件の設計書における現場管理費の90%未満であること。
- (4) 工事費内訳書の一般管理費等が当該入札案件の設計書における一般管理費等の68%未満であること。